

発議第 6 号

安全保障関連法廃止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 3 月 18 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

安全保障関連法廃止を求める意見書

安倍政権は昨年9月19日に憲法違反の安全保障関連法を成立させた。安全保障関連法の国会審議を通じて、後方支援活動等は武力行使と一体化する憲法違反だとの指摘が相次いだ。「憲法9条のもとでは集団的自衛権の行使はできない」という戦後60年あまりにわたる政府の憲法解釈を、一内閣の勝手な判断で覆すことは立憲主義の破壊である。

多くの国民が政府の説明は不足していると捉え、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所の元長官らが安全保障関連法案は憲法違反であると指摘したことを現政権は真摯に受け止めるべきである。

安全保障関連法の成立によって、日本が「殺し、殺される」国になる危険が切迫している。安全保障関連法は自国を守ることも、海外の人々の生命を危険にさらし、日本がテロの標的になる危険をも高めるものである。

八雲は自衛隊のある町だからこそ、隊員の安全を願い、戦争によって誰もが犠牲者にならず、犠牲者も出さない日本を今後も維持することを強く望む。

よって政府には、安全保障関連法を施行することなく廃止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛大臣
外務大臣
総務大臣